

那覇市公報

第 1 8 6 9 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 990

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 991

◇ 公 告 ◇

○受入槽・沈砂槽等汚泥 収集・運搬業務委託（し尿等下水道放流施設）に係る制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（クリーン推進課）…………… 992

◇ 消防局告示 ◇

○消防法令違反に対する措置命令について（消防用設備等の設置命令）…………… 995

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて…………… 996

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 997

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 998

告 示

那覇市告示第 309 号

令和 6 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 寛

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
訪問看護 はる	株式会社医療看護はまむや	令和6年7月1日～ 令和12年6月30日
那覇市安謝1丁目3番9号眞栄城ビル1階		

那覇市告示第 310 号

令和 6 年 10 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名	称	開設者	廃止年月日
所 在 地			
医療法人 緑樹会 仲宗根整形外科	医療法人 緑樹会		令和6年7月31日
那覇市安里 388-5 2階			

公 告

那覇市公告第 497 号

令和 6 年 9 月 18 日

掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚

1．入札に付する事項

- (1) 件 名：受入槽・沈砂槽等汚泥 収集・運搬業務委託
（し尿等下水道放流施設）
- (2) 履行期間： 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日
- (3) 履行場所： 那覇市し尿等下水道放流施設（浦添市伊奈武瀬 1-5-11）
- (4) 業務概要： 別紙仕様書のとおり
- (5) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2．入札参加資格要件

- (1) 那覇市の建設工事等業者名簿「令和 5・6 年度業者登録名簿」に登録済の県内業者。
- (2) 別紙仕様書で指定する業務を誠実に履行することができる業者。

3．入札保証金

免除（那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号による）

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として見積もった契約金額の 100 分の 5 を那覇市に納付すること。

4．契約保証金

免除（那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号による）

5．本案件に関する質問

本案件に関する質問は下記の担当者へお問い合わせください。

クリーン推進課 管理グループ 担当：伊集

TEL：098-889-3567 FAX：098-888-1274

6．入札及び開札日程

日時：令和6年10月10日（木）午前10時

場所：那覇・南風原クリーンセンター管理棟2階
クリーン推進課 会議室

7．入札の無効

入札心得を参照。

8．落札者の決定方法

入札心得を参照。

9．入札金額に係る消費税の取扱い

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10．対象施設の事前見学

対象施設を事前に見学希望する場合は、上記担当者へ問合せのうえ日程の調整を行うこと。

施設の見学は令和6年10月9日までとする。

受入槽・沈砂槽等汚泥 収集・運搬業務委託 仕様書

- 1 件 名 受入槽・沈砂槽等汚泥 収集・運搬業務委託
- 2 採取場所 那覇市し尿等下水道放流施設（浦添市伊奈武瀬 1－5－11）
- 3 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
※ただし、作業は土曜日に行うものとする。
- 4 採取回数 2回
- 5 業務委託 那覇市し尿等下水道放流施設受入槽、沈砂槽等の性能維持のため、槽の清掃及び汚泥収集、処分場への汚泥運搬を委託する。
- 6 業務概要 受入槽・沈砂槽等 汚泥採取量 約 500kg（見込）
- 7 作業方法
本業務について下記のとおり厳密に実施するものとする。
（1）付近住民の陳情及び苦情等の申し出があったときは速やかに担当職員に報告しなければならない。
（2）作業における労務管理は万全に行い、事故を未然に防止するように常に心がけ万一事故が発生した場合は、請負業者が責任を持って適切に処理すること。
（3）作業にあたっては、槽内のガスに十分注意し、ガス抜き空気圧送及びガス警報器等を使用すること。
（4）作業は必ず監督者と緊急時の連絡員を配置すること。
（5）槽内に入る作業員は、防護機能のある作業服・ヘルメット・マスク等を着用すること。
（6）採取をした汚泥は運搬先の事業場（処分事業場）が受入を認める状態（乾燥）になるまで保管すること。このとき周辺環境への配慮を怠らないこと。
（7）作業で生じた残渣等は、受託者の責任で廃棄処分すること。
（8）その他、本仕様書に記載なき事項については、双方協議の上で決定する。
- 8 提出書類 採取作業を1回行う毎に下記書類を提出する。
（1）着手届
（2）現場代理人及び主任技術者届
（3）完了届
（4）業務写真
（5）報告書（マニフェスト）

消防局告示

那覇市消防局告示第2号

令和6年9月12日

掲 示 済

消防法第17条の4第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定により、次のように公示する。

那 覇 市 西 消 防 署

署 長 金 城 竜 人

公 示 書

防火対象物の所在地	那覇市辻1丁目2番11号
防火対象物の名称	ワンルームニコニコ
命令を受けた者の氏名	株式会社KA. MI. FU. 企画
	代表取締役 生田 栄作

上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反であると認めるので、同法第17条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり命令した。

記

- 命令事項
令和6年12月31日までに建物全体に自動火災報知設備を設置すること
- 命令年月日
令和6年9月12日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 15 号
令 和 6 年 9 月 5 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 16 条第 3 項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定番号	第 482 号
指定工事店名	連進工業
営業所所在地	沖縄県糸満市字糸満 734 番地の 1
代表者氏名	知花 進
取消日	令和 6 年 8 月 23 日
取消理由	法人設立のため

那覇市上下水道局告示第 16 号

令 和 6 年 9 月 5 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 576 号
指定工事店名	連進工業株式会社
営業所所在地	糸満市字糸満 734 番地の 1
代表者氏名	知花 進
有効期間	自 令和 6 年 9 月 4 日
	至 令和 11 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 17 号
令 和 6 年 9 月 1 0 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 577 号
指定工事店名	日進設備
営業所所在地	嘉手納町屋良 1 丁目 6 番地 7
代表者氏名	比嘉 進
有効期間	自 令和 6 年 9 月 10 日 至 令和 11 年 3 月 31 日